

第4次計画の行動の指標

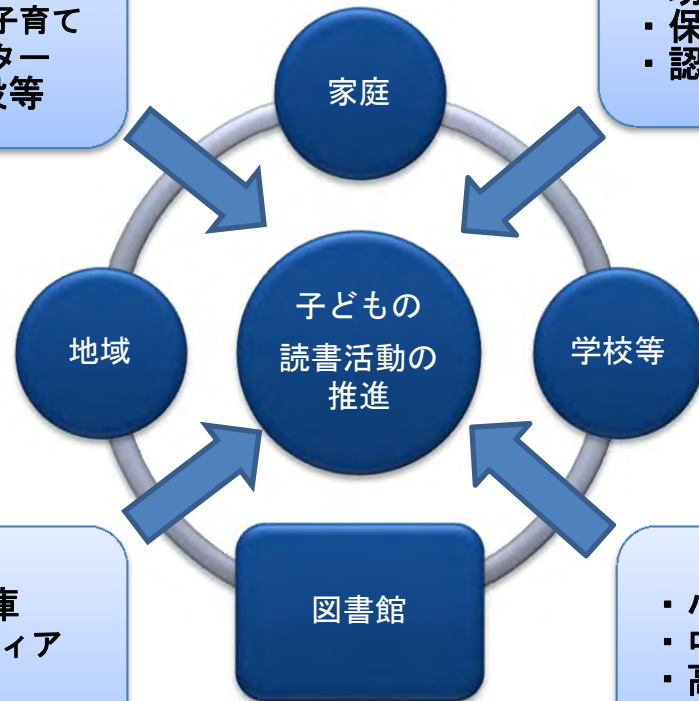
- 図書館** ①0～18歳の図書館登録者率
- ②おはなし会等参加者数
- ③子ども（0～18歳）1人当たりの個人貸出冊数
- ★新たに設定★④図書館の児童書利用冊数
- 学校** ⑤子ども1人当たりの小学校図書館貸出冊数
- ⑥子ども1人当たりの中学校図書館貸出冊数
- ⑦小学生不読率
- ⑧中学生不読率
- ⑨図書館から小中学校への団体貸出冊数
- 地域** ⑩図書館から放課後児童会、地域文庫やボランティア団体への団体貸出冊数

※新しい生活様式に配慮し、各指標数値を平成30年度水準に戻すことをまずは目指す

- ・放課後児童会
- ・公民館
- ・子ども・子育て総合センター
- ・福祉施設等

計画の目的達成のための推進体制

- ・乳幼児健診
- ・幼稚園
- ・保育所
- ・認定こども園



- ・地域文庫
- ・ボランティア団体

- ・小学校
- ・中学校
- ・高等学校

今後のスケジュール

- 令和2年12月～ パブリックコメント
- 令和3年2月～3月 図書館協議会、定例教育委員会会議への報告
- 令和3年3月末 河内長野市第4次子ども読書活動推進計画を策定

パブリックコメント意見募集 無料配布用（ご自由にお持ち帰りください）

※意見提出用紙も添付しています

河内長野市第4次子ども読書活動推進計画（概要版）

問い合わせ先：河内長野市昭栄町7番1号 河内長野市立図書館

電話番号 0721-52-6933

河内長野市第4次子ども読書活動推進計画（素案）概要版



さまざまな本に親しむきっかけづくり



本を紹介しあうなどの取組



乳幼児健診などでの啓発活動

授業での学校図書館の活用推進



読書啓発イベント



子ども読書活動推進計画とは

子ども読書活動推進計画とは、子ども読書活動の推進に関する法律に規定された「市町村における子どもの読書活動に関する施策の計画」をいい、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とした法律の基本理念にのっとり令和2年3月末で満了する本市第3次計画の取組・成果を総括し、国の基本計画に基づきながら策定します。

第4次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

子どもにとっての読書活動とは

「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」である。

(国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」はじめに より)

計画策定の目的

子どもの読書環境を整備し、子どもが自主的な読書を行う習慣を身に付け、社会の中で一人の人間として生きる力を自らが養うことにより、次代を担う人づくりを進めます。

第3次計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）の総括

【取組】

1. 家庭における子どもの読書活動の推進
図書館、乳幼児健診センター、幼稚園・保育所・認定こども園、子ども・子育て総合センター、公立小中学校、など、あらゆる場所で保護者に働きかけることを目指した読書啓発。
2. 地域における子どもの読書活動の推進
放課後児童会、公民館、放課後等デイサービスにおいて日常生活での読書啓発ができるよう、バック貸出などの図書を活用促進。また、地域を活動拠点とする読書活動ボランティアの育成のため講座を開催。
3. 学校等における子どもの読書活動の推進
幼稚園・保育所・認定こども園、学校図書館などでの蔵書の充実。発達年齢等に応じた子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実。学校図書館における人的配置および研修、情報共有。ボランティアによる読み聞かせや環境整備。
4. 図書館における子どもの読書活動の推進
さまざまな子どもにとって魅力ある図書の充実および活用。子ども読書の日など機会をとらえた読書啓発イベントの実施。読書活動に関する情報提供をあらゆる機会に行うことを目指す。司書の適切な配置・研修の充実。学校図書館、関係機関、との物流を含む連携・協力。ボランティア等の活動に対し情報提供や講座開催等により支援。

【課題】

1. 子どもや保護者に対する読書啓発活動の継続、家庭で読書を楽しむきっかけづくりの必要性
2. 放課後児童会、公民館、子ども・子育て総合センター等、地域で読書の楽しさを伝える取組の継続
3. 学校図書館法の改正や学習指導要領の改訂等の情勢の変化に応じた取組や、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあることから、中高生に対する読書活動推進の取組の重要性
4. 図書館における子どもの本の充実の継続、各関係機関との情報共有とネットワーク構築の必要性

【数値目標の検証】

1. 図書館における指標 ①0～18歳の図書館登録者率②おはなし会等参加者数③子ども（0～18歳）1人当たりの個人貸出冊数 2. 学校における指標④子ども1人当たりの小学校図書館貸出冊数⑤子ども1人当たり中学校図書館貸出冊数⑥小学生不読率⑦中学生不読率⑧図書館から小中学校への団体貸出冊数 3. 地域における指標⑨図書館から放課後児童会、地域文庫やボランティア団体への団体貸出冊数 ①④⑤⑥⑧⑨については、中間年度の平成30年度における目標を達成。②③については、少子高齢化や、全体的に図書館利用者が減少する中で、児童書の貸出冊数は一般書ほど減少していないものの、目標に届かず、中長期的取組が必要。⑦については、ゆるやかに改善しつつも目標には届いていない。国の第四次計画でも取組の必要性が指摘。

【子どもの読書活動を取りまく情勢】

- (1) 学校図書館法の改正等
学校司書の法制化・研修等の実施
- (2) 学習指導要領の改訂等
学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実
- (3) 情報通信手段の普及・多様化
- (4) その他の動き
・「読書バリアフリー法」の公布・施行
・新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式に配慮した取組（児童生徒1人1台の学習者用端末整備、図書館の電子書籍導入など）を進めることで、子どもの読書環境の変化に対応
・SDGs（持続可能な開発目標）は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、課題に総合的に取り組むこととされており、図書館は、さまざまなサービス・事業を通じて推進・普及に貢献

子どもの読書活動推進のための取組



第4次計画（計画期間：令和3年度～7年度の5年間）

4つの基本目標	施策の方向	行動計画（主な取組）
1. 家庭における子どもの読書活動の推進	(1) 本に親しむ出会いづくり (2) 子どもと本をつなぐづくり	家庭 ・図書館や地域文庫などの利用や、おはなし会などへの参加 ・学校だより、ブックリストなどでの情報提供と啓発 地域 ・放課後児童会や公民館などでの読み聞かせやイベントの充実 ・ボランティア講座の実施や福祉施設等への資料・情報の提供 学校等 ・「学校図書館ガイドライン」も参考にしながら、学校図書館や幼稚園等での新鮮な図書の収集と充実 ・読み聞かせや朝の読書など、本に親しむ機会の充実や読書啓発イベントの実施 ・司書教諭・学校図書館（言語力向上）司書の適正な配置と研修の充実 ・ボランティアの活動の促進
2. 地域における子どもの読書活動の推進	(1) 本に親しむ出会いづくり (2) 子どもと本をつなぐづくり	図書館 ・さまざまな子どもにとって魅力ある図書（電子書籍、英語資料ほか）、学校支援用図書の充実や自動車文庫の活用 ・「子ども読書の日」関連イベントの実施や、図書館だより・ホームページなどでの情報提供 ・専門職員の配置と研修の充実 ・さまざまな媒体の資料提供や情報交換、事業への協力など子どもと関わる各関係機関の連携体制の充実
3. 学校等における子どもの読書活動の推進	(1) 本のある環境づくり (2) 本に親しむ出会いづくり (3) 子どもと本をつなぐづくり (4) 子どもと本をつなぐ体制づくり	
4. 図書館における子どもの読書活動の推進	(1) 本のある環境づくり (2) 本に親しむ出会いづくり (3) 子どもと本をつなぐづくり (4) 子どもと本をつなぐ体制づくり	